

**愛媛県が策定する  
「大洲都市計画区域マスタープラン」の  
説明会・公聴会開催のお知らせ**

愛媛県では、大洲市の二つの都市計画区域（大洲・長浜）が統合してできる大洲都市計画区域を対象として、現在「都市計画区域マスタープラン」を策定しています。当プランの策定に係る説明会、および公聴会を次のとおり開催します。

とする人（大洲都市計画区域および長浜都市計画区域内に在住の人ならびに利害関係者に限る。）は、4月18日（金）（必着）までに、直接または郵送で、次の様式により公述申出書を左記まで1部提出してください。

◎説明会

4月7日（月）午後1時30分～

◎公聴会

4月23日（水）午後1時30分～  
〔場所はいずれも大洲市役所2階大ホール〕

※公聴会は、4月18日（金）までに公述の申し出がない場合は中止します。  
※公聴会で意見を述べよう

【提出先】

〒790-8570

松山市一番町4丁目4の2

愛媛県庁都市計画課

☎089（912）2738

または

〒795-8601

大洲市大洲690番地の1

大洲市役所建設農林部都市整備課 ☎2111代

公述申出書

大洲都市計画区域マスタープランの策定に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

愛媛県知事 加戸守行 殿

1. 公述申出人  
住所  
氏名 (年齢 歳)◎  
職業  
連絡先 (電話 )

2. 意見の要旨及びその理由  
(別紙のとおり)

「意見の要旨及びその理由」作成上の注意  
(注1)400字詰原稿用紙1枚以内に、意見の要旨(2～3行で)およびその理由を区分して記載してください。  
(注2)楷書で自筆し、横書きとしてください。  
(注3)公述申出人はフリガナをつけてください。

**軽自動車税の減免**

身体障害者手帳などの障害区分や等級により軽自動車税が減免されます。

身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が軽自動車を所有している場合、障害の区分や等級により一定の条件にあてはまれば、軽自動車税が減免されます。手続きはお早めにお願います。

【減免対象となる軽自動車】  
事業用以外の車両で、次のいずれかに該当する車両のうち1台に限ります。  
①身体障害者などの人が所有する軽自動車。  
②年齢18歳未満の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）の場合、生計を共にする人が所有する軽自動車。  
③車いすの昇降装置や固定装置などを備えた、構造上身体障害者などの人が利用すると認められる軽自動車。

**【申請に必要なもの】**

	身体障害者など本人が運転する場合	生計を共にする人が運転する場合	減免を受ける場合
運転免許証	○	○	○
印鑑	○	○	○
身体障害者手帳など	○	○	○
自動車検査証	○	○	○
健康保険証または生計同一証明書		○	

【受付期間】  
4月1日（火）～4月18日（金）  
【申請・問い合わせ先】  
市役所税務課収納係  
☎242111（内線125）  
長浜支所総務商工課  
☎2111（内線23・25）  
脇川支所総務商工課  
☎2311（内線212）  
河辺支所総務商工課  
☎2111（内線124）

～口座振替をご利用の人へ～  
**平成20年度軽自動車税の  
口座振替は5月26日（月）です。**

継続検査（車検）用納税証明書を早くお出しするため、平成20年度から軽自動車税の口座振替日が早くなりました。よろしくお願います。

**継続検査用の納税証明書を  
連絡所で発行します。**

ことし4月から、軽自動車税の継続検査（車検）用納税証明書を、新たに旧大洲市内の各連絡所でも発行できるようになりました。どうぞご利用ください。

お知らせ

土地・家屋価格等  
縦覧帳簿の縦覧

平成20年度固定資産税の  
もとになる土地または家屋  
の価格などを記載した「縦  
覧帳簿」の縦覧を行います。  
縦覧できる人は、市内に  
ある土地や家屋に固定資産  
税が課税されている納税者、  
またはその代理人などです。

期間

4月1日(火)から  
4月30日(水)

(ただし、土曜・日曜日およ  
び祝日は縦覧できません。)

時間

午前8時30分から  
午後5時30分まで

場所

市役所税務課  
長浜支所総務商工課  
脇川支所総務商工課  
河辺支所総務商工課

縦覧に必要な物

印鑑と運転免許証など(本  
人が確認できるもの)

または、納税通知書を受  
け取っている場合は、納税  
通知書か課税明細書。

なお、代理人の場合は必  
ず委任状をご持参ください。

手数料

無料(縦覧帳簿のコピー  
はできません。)

課税台帳(名寄帳)の閲覧  
制度  
納税義務者やその他の人  
(借地・借家人など政令で定  
める人)も関係する固定資産  
課税台帳の閲覧ができます。

問い合わせ先

市役所税務課固定資産税係  
☎2111  
(内線126・127・128)

平成21年1月、  
上場会社の  
株券が電子化されます!

株券電子化により、上場  
会社の株券は無効となり、  
株主の権利は証券会社など  
の金融機関の口座で電子的  
に管理されます。

お手元の株券が本人名義  
になっていない場合は、電  
子化により株主としての権  
利を失うおそれがあります  
ので、株券電子化の実施前  
までに名義の書き換えが必  
要です。

問い合わせ先

日本証券業協会証券決済  
制度改革推進センター  
☎03(3667)4500  
(平日 午前9時~午後5時)

平成20年度国家公務員採用試験日程のご案内

【大学卒業等程度】

試験の種類	申込受付期間	第1次試験日
国家公務員採用I種試験	4月1日(火)~4月8日(火)	5月4日(日)
国家公務員採用II種試験	4月11日(金)~4月22日(火)	6月22日(日)
国税専門官採用試験	4月1日(火)~4月14日(月)	6月15日(日)
労働基準監督官採用試験		
法務教官採用試験		
航空管制官採用試験	7月22日(火)~8月5日(火)	9月28日(日)

【高等学校卒業程度】

試験の種類	申込受付期間	第1次試験日
海上保安学校学生採用試験(特別)	4月1日(火)~4月8日(火)	5月18日(日)
国家公務員採用III種試験	6月24日(火)~7月1日(火)	9月7日(日)
刑務官採用試験	7月22日(火)~8月5日(火)	9月21日(日)
入国警備官採用試験		9月28日(日)
皇宮護衛官採用試験		
航空保安大学校学生採用試験		
海上保安学校学生採用試験		
海上保安大学校学生採用試験	8月28日(木)~9月9日(火)	11月1日(土)
気象大学校学生採用試験		11月2日(日)

問い合わせ先 〒760-0068 香川県高松市松島町1-17-33  
人事院四国事務局 第二課試験係 ☎087(831)4765

人事院ホームページ <http://www.jinji.go.jp/>

平成20年度海上保安学校などの学生採用試験日程のご案内

試験の種類	申込受付期間	第1次試験日
海上保安学校(特別)	4月1日(火)~4月8日(火)	5月18日(日)
海上保安学校	7月22日(火)~8月5日(火)	9月28日(日)
海上保安大学校	8月28日(木)~9月9日(火)	11月1日(土)~2日(日)

問い合わせ先 第六管区海上保安本部  
総務部人事課 ☎082(251)5111(内線2131)

海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>

英会話ふれあい講座  
参加者募集!!

O I F A (おいふあ)の愛称で活  
動している大洲市国際交流連絡協  
議会では、その活動の一環として、英  
会話ふれあい講座を開設しています。  
皆さんと一緒に楽しみながら英語力  
が身につく、また国際交流にもなる、  
そんな講座になればと現在約20人の  
会員が月3回の講座で学習していま  
す。講座には、ネイティブ英語を話  
す外国の方々にも毎回ご参加いただ  
いており、初心者も中級者も一緒に  
楽しむことができます。

今回、新年度を迎えるにあたり新  
会員を募集しますので、ぜひご参加  
ください。

【4月からの講座予定】

4月9日、16日、23日  
5月14日、21日、28日  
6月11日、18日、25日

※原則、第2・3・4水曜日、時間  
はいつでも午後7時30分~午後9時  
見学も大歓迎です。ぜひお越しく  
ださい。

【場 所】 大洲市総合福祉センター  
4階会議室

【会 費】 1ヵ月1,500円  
(運営費に充てます。)

【連絡先】

O I F A (大洲市国際交流連絡協  
議会)事務局 片岡  
☎25-0514  
携帯090(3189)4295  
市役所企画調整課国際交流係  
☎24-2111(内線521、524)

# 校区外通学許可申請について

大洲市では、お住まいの住所（区域）により就学すべき小・中学校を指定していますが、家庭および児童生徒の諸事情に配慮し、相当と認めるときは校区外通学の許可をしています。小・中学校へ入学するときや学年（学期）の途中で、やむを得ず校区外通学を希望する場合は大洲市教育委員会学校教育課へご相談ください。

## ★校区外通学許可の承認事由

	理 由	必要事項	期 間
1 住居に関する理由	①住宅の新築、購入などにより転居が予定されており、転居予定地の学校に就学を申し出た場合	申請書、確認ができる書類	転居まで
	②住宅の新築、購入などによる資金借入先の指示あるいは賃貸住宅入居条件などによる入居前の住所移転の場合	申請書、確認ができる書類	入居まで
	③学期途中の転居により、転校になる場合で、引き続き学期終了または当該学年終了までの就学を申し出た場合	申請書	学期終了または学年終了
	④公共事業による強制移転を受けた場合	申請書、公共事業主体者の証明	卒業まで
2 家庭に関する理由	①保護者がすべて指定学校区域外に就労、あるいは病気療養などにより、当該児童の保護にあたるのが困難な場合	申請書	必要な期間
	②家庭の事情（両親の離婚など）により特に配慮を要する場合	申請書	相当と認められる期間
	③何らかの事情により住民登録の異動ができない場合	申請書	相当と認められる期間
3 その他の理由	①特別支援学級へ入級することが妥当と認められる児童・生徒で、指定学校に特別支援学級がない場合	申請書	必要な期間
	②いじめ、不登校、学校不適應などに対応する場合	申請書、学校長の意見書など	必要な期間
	③兄弟が校区外通学を認められている場合で、弟妹も同一学校への就学を申し出た場合	申請書	相当と認められる期間
	④その他教育委員会が特に必要と認めた場合	申請書	相当と認められる期間

※期間は最長1年間。ただし、必要に応じて更新できます（1年更新）。

※申請書は学校教育課にあります。

問い合わせ先 教育委員会学校教育課 ☎24-1733 FAX23-5484

厚生労働省ホームページ  
http://www.mhlw.go.jp  
問い合わせ先  
愛媛労働局労働保険徴収室  
☎089(935)5202  
八幡浜労働基準監督署  
☎0894(22)1750

労働保険（労災保険・雇用保険）の平成20年度の年度更新はお済みですか。年度更新は、4月1日から5月20日までです。手続きはお早めになります。電子申請もご利用になります。

「働く人とご家族の未来のために」労働保険の年度更新

事業主のみなさまへ

平成20年度の  
労働保険の  
年度更新について

## 防災座談会開催

# 防災について語り合おう

### 地震・津波などに備える座談会を開催

県内20市町で順次開催された「自助」促進車座ミーティング（県主催）が大洲市では1月29日、長浜体育館であり、参加者約100人が防災について語り合いました。

これってどうなの？  
《気になる事、疑問点など》

車座ミーティングでは、自分の命や財産は自分で守るという「自助」による防災対策の必要性などについての理解を深めました。その概要は、次のとおりです。

### 地震から身を守るには 《参加住民への説明内容》

◆ 命を守るには家具の転倒防止がとて重要で、本棚や食器棚のガラスには、フィルムを貼り飛散を防止しましょう。

◆ 家具固定は、見た目が悪くなるかもしれませんが、しかし、家具が大事か、命が大事か、よく考えてみてください。

### 住民の皆さんからの声 私はこうしています！

◆ 家具の固定など地震対策を講じています。

◆ 寝室にたんすなど倒れやすいものを置かないようにしています。また、食料などを備蓄しています。

◆ 家が土壁のため家具固定ができない。和室の天井は、つつかえ棒が効かない。  
◆ きちんと固定することが第一ですが、出入口をふさいだり、人の方に倒れたりしないよう、家具の置き場所、向きを工夫することも大切です。

◆ 津波が心配。周辺には山が迫っている。どこに逃げればよいか教えてほしい。  
◆ 「近くの高い場所」へ逃げるのが原則です。海岸沿いの平行移動や、高低差のない遠方への退避では効果がありません。県想定では、長浜港への第1波到達は約100分後、最大波は2・3メートル（地震発生後5時間以上）なので適切な避難行動が可能なはずですが、

◆ 私の住む地区では、過去に土砂災害、水害がありました。住民の記憶が次第に薄れてきているように感じます。

◆ 過去の災害の記憶を後



▲長浜地域の自主防災組織、県、市、消防などの関係者が参加

世に語り継ぎ、心構えをし  
ておくことも大切です。

### 皆さんの アイデアを生かして

地域で意見を出し合い、自主防災組織での研修や講演会を開いて、防災に関する知識や技術を身に付けましょう。また、市、消防などが主催する訓練などへも参加し、地域防災力の向上に取り組みましょう。

問い合わせ先  
市役所危機管理課防災係  
☎2421111（内線352）

## ご存知ですか 声の広報

### 朗読ボランティア「こころ」のご紹介

声の広報大洲2008年3月号 こんにちは、明るいい日差しの中、皆様お変わりございませんか。今月の表紙は……

視覚障害者の皆さんの情報提供に役立ててもらおうと、毎月、総合福祉センターで開催されている朗読ボランティア「こころ」の録音風景です。

会員は30人。広報大洲が発行される毎月20日すぎから約1週間かけて当番の会員ら4〜5人が、5〜6ページずつ分担して朗読練習を行い、月末、カセットテープに吹き込みます。

代表の今井ヒロ子さんは、「朗読は文字を声に変えて読むだけではなく、表やグラフ、写真をいかに分かりやすく伝えるかが難しい。また最近では、パソコンを使用し、CDに録音するという作業も加わり、毎日が勉強です」と語っていました。「こころ」では、「広報大洲」のほか、「社

協だより」や「広報うちこ」なども朗読しています。

現在、この朗読サービスを受けている視覚障害者は、大洲市、喜多郡あわせて13人。今井代表は、「テープ、CDを希望される人は、いつでも遠慮なく連絡ください」と話しておられました。朗読サービスについてのお問い合わせは、大洲市社会福祉協議会 ☎230313まで。



▲録音機材が所狭しと並んだ部屋では、より分かりやすく伝えようと、会員らが集中して広報紙と向き合っていました。